

東京大学緊急給付型奨学金 実施要項

1 目的

本要項は、震災や風水害などの大規模自然災害、感染症等の拡大の影響等により、家計維持者の収入が著しく減少し家計が急変した場合や本学の学生本人がアルバイトをできない、またはアルバイト収入が著しく減少した場合など、経済的に困窮して真に支援を必要とする学生（以下「経済困窮学生」という。）に対して、学費の一部を緊急に支援し、もって修学の機会を確保することを目的とする。

2 対象

本制度の対象となる経済困窮学生は、本学に在学する学部学生および大学院学生（研究生、聴講生および科目等履修生は除く）のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、各種教育プログラム等にて支援を受けている者、日本学術振興会特別研究員に採択されている者、国費外国人留学生の身分を有している者など、月10万円以上の定額の収入が見込める者は除くものとする。

- (1) 家計維持者が解雇、失職、破産等により世帯の収入が著しく減少した場合
- (2) 申請者本人がアルバイトで収入を得られない、または著しく減少した場合
- (3) その他、上記に準じて取り扱うことが相当であると奨学厚生担当理事（以下「担当理事」という。）が認めた場合

3 申請

本制度による支援を希望する学生は、所定の申請書等に必要事項を記入の上、本部奨学厚生課に申請するものとする。

4 経済困窮学生の認定

経済困窮学生の認定は、本部奨学厚生課で申請書等の内容を確認の上、担当理事が行う。

5 支給額

本制度を実施する際の要因、家計急変等の事由及び財源に応じて担当理事が個別に決定する。

6 支給期間

当該事由に応じた募集に対し1回限りの支給とする。

7 支給方法

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に送金する。

8 庶務

本制度に関する庶務は、本部奨学厚生課が担当する。

9 実施細目

この要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項が生じたときは、担当理事が決定する。

附 則

この要項は、令和2年5月14日から実施する。